

# 議案参考資料

[令和元年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当  
建築指導課 建築指導係

## 議案名

議案第30号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の工事の全体計画の認定の申請に係る手数料及び一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

### 1 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該

#### 2以上の工事の全体計画認定の審査手数料(別表第3第57項)

増改築等を伴わない既存建築物の用途変更について、全体計画を認定した場合、段階的・計画的な改修が可能になることとされたため、同認定の審査に係る手数料を定めます。

手数料は、1件につき27,000円です。

### 2 建築物の用途を変更して一時的に興行場等(※1)又は特別興行場等(※2)

#### として使用する許可の審査手数料(別表第3第58項及び第59項)

既存建築物を一時的に興行場等又は特別興行場等として使用することの許可ができることとされたため、同許可の審査に係る手数料を定めます。

手数料は、1件につき120,000円です。

(※1) 興行場等とは、興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいいます。

(※2) 特別興行場等とは、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいいます。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

最近における建築物をめぐる状況を鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、建築基準法の一部が改正されました。

これに伴い、当該認定及び許可に係る手数料について、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、条例でこれらの手数料の額を定めるものです。